

3. 登録関係

(1) 自動車の登録

自動車の登録は、道路運送車両法により、「所有権の公証」と「自動車の保有実態の把握」という目的があります。

自動車は登録されることにより、個々の自動車の所有権を公に証明され、自動車ユーザーの所有権を保護することができます。

また、ナンバープレートを交付し、自動車の識別を可能とすると同時に、個々の自動車の保有実態の把握が可能となり、安全性の確保、公害の防止、環境保全など行政施策に反映されています。

登録は、電子情報処理組織により自動車登録ファイルに登録することにより行うこととされており、電子情報処理組織は、昭和45年に導入され全国の運輸支局・検査登録事務所の窓口と国土交通省の自動車登録管理室がオンラインで結ばれ即時処理されています。



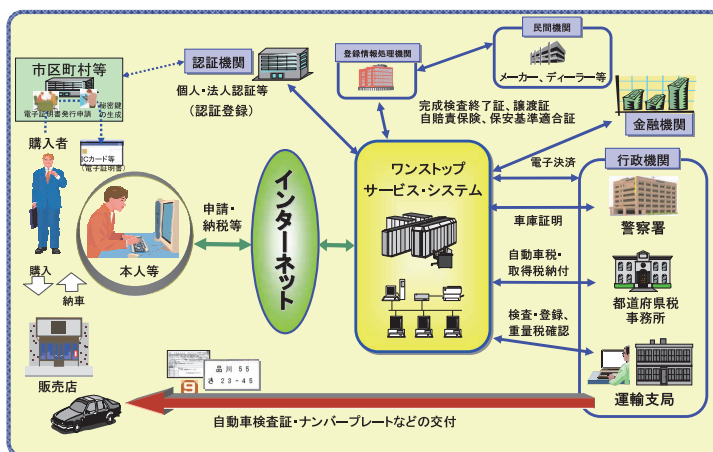
窓口手続風景

(2) 登録申請のワンストップサービスについて

自動車の登録手続きにおいては、警察が所管する車庫証明書の取得、自治体等が交付する印鑑証明書や住民票等の取得、県税である自動車税の納付など、複数の機関での手続きが必要となります。そのため、国民の負担軽減を図る観点から、政府におけるe-Japan重点計画などに基づき、これら様々な手続きをオンラインによって一括して行うことが出来るようにワンストップサービスの導入を推進しております。

現在、既に11都府県で実施されており、今後、新潟県を含む全国での導入を目標としています。

ワンストップサービス化のイメージ



(3) 封印関係業務

自動車登録番号標(ナンバープレート)の交付を伴う申請がなされた場合は、登録を受けた自動車が真正なナンバープレートを表示していることを確保するとともに、ナンバープレートの取り外しを防止するため封印が取り付けられます。

封印は国土交通大臣または法律の規定による委託を受けた者が行うことになっており、当支局では平成27年度末現在、118者、356の事業場について委託を行っています。

封印は登録ファイル及び自動車登録番号並びに自動車自体の同一性を確保する上で重要な役割を果たしており、適正な封印取付け業務が行われるよう、委託した者に対する定期的な監査を行っています。



自動車登録番号標と封印

(4) 回送運行許可業務

道路運送車両法では自動車の運行要件として、自動車登録ファイルに登録を受け、封印がなされたナンバープレートを見やすいように表示し、有効な自動車検査証を備え、検査標章を表示していること等が必要と規定されています。

これらの運行要件を満たしていない自動車販売店や陸送事業者等における商品自動車については、反復継続して回送する必要があることから、回送運行許可制度が設けられており、当支局では、平成27年度末現在、592事業者について許可をしています。



回送運行許可番号標

なお、平成27年4月から自動車分解整備事業者に対しても回送運行許可の対象が拡大され、車検切れの車の引き取りや車検場等へ回送する際に使用できるようになりました。回送運行許可制度は、本来の運行要件を備えるに至っていない自動車を運行できる制度であることから、許可事業者に対する適正使用に関する指導は当支局における重要な業務の一つとなっております。

(5)自動車に関する統計業務

自動車産業は部品の供給から販売まで幅広く、国内産業にとって大きな位置を占めています。

また、自動車の新車登録台数については経済指標の一つとして活用されており、こうした統計業務は当支局における重要な業務の一つです。

①自動車数(自動車保有車両数)の現況

県内における平成27年度末の自動車保有車両数は、1,841,837台、前年度比100.2%となっております。

この内訳は、登録自動車が969,266台で同0.6% (5,953台)の減、軽自動車が843,738台で同0.6% (5,435台)の増、小型二輪車が28,833台で同0.6% (198台)の増でした。

車種別では、特種(殊)車を含む貨物車は同1.1%の減、乗合を含む乗用車は同0.5%の減となっております。

軽自動車では、乗用車が同1.5%の増となっておりますが、貨物車は同1.7%の減となっております。

種別	検査自動車			軽自動車	合計
	登録車	小型二輪車	計		
新潟県	969,266	28,833	998,099	843,738	1,841,837

②新車新規登録(届出)台数の現況

平成27年度の新車新規登録台数は、前年度比2.3% (1,401台)の減、軽自動車の新規届出台数では同17.1% (10,197台)の減となりました。

③自動車の普及状況

平成27年度末の自家用乗用車についてみると、1世帯当たり1.55台(全国平均1.06台)と全国平均を上回り、47都道府県の中では10番目と高い普及率となっております。

これは、新潟県において自動車は、日々の生活の必需品であることを裏付けるものです。

(6)図柄入りナンバープレートの実施

道路運送車両法の一部を改正する法律が平成27年6月24日に公布され、「図柄入りナンバープレート」の実施のための新たな交換制度が創設されました。

ナンバープレートの多様な活用による地域振興等を図るため、現状の画一的なものから図柄入りナンバープレートへの交換を可能とするための制度であり、ナンバープレートの多様な活用を図ることを通じ、自動車の魅力の更なる向上と地域振興・観光振興等を推進することを目的としています。

これにより、オリンピックエンブレム・オリンピック図柄を取り入れた特別仕様の2020年東京オリンピックナンバープレート及び地域版デザインナンバープレートを交付するための準備が進められています。